

## 庄原カントリークラブ ゴルフ場利用約款

当クラブのゴルフ場をご利用される方は、「ゴルフの精神」に則りエチケット、マナーを充分わきまえ、安全で快適にプレーしていただくために、当クラブの会則および本約款に従ってご利用いただきます。

(利用約款の成立)

第1条 当ゴルフ場をご利用される方は当日、フロントにおいて、所定の利用者署名簿に自筆で正しく住所、電話番号、氏名等の必要事項の署名を行ってください。この署名により当クラブは、署名者が当クラブの会則および利用約款の全条について承諾したものとして施設利用をお引き受けします。

(施設利用の予約)

第2条 施設ご利用のお申し込みは、営業日の午前8時から午後5時までに、原則、プレー日の2カ月前の応当日より、次によりそれぞれ申し込み順にお受けします。

- ①平日：会員の方またはご紹介者からお申し込みいただきます。
- ②土・日曜祝日：会員の方から直接お申し込みいただきます。
- ③当クラブが認める場合は客員からの予約、または2カ月以上先の予約を受付けることがあります。
- ④施設利用の予約は電話およびオンラインによりおこないます。
- ⑤当クラブ主催または後援の競技がある日の私設競技は、お断りする場合があります。

(予約の解除)

第3条 施設ご利用予約の取り消しは、土曜日、日曜日、祝日の場合、原則3日前までにご連絡ください。上記の期日後の取り消しは、止むを得ない場合を除きキャンセル料をいただきます。但し、悪天候など不可抗力によりプレーが出来ない場合などは、キャンセル料をいただかないことがあります。

(利用料金)

第4条 施設の利用料金(グリーンフィ、キャディフィ、その他諸費用、)は、お帰りの際精算させていただきます。なお、利用料金はゴルフ場が認めた場合を除き、プレーを途中で中止した時も所定の料金を請求します。

(暴力団等反社会勢力および関係者の利用の拒絶)

第5条 次の場合は、入場および利用を拒絶します。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会勢力(以下、「暴力団等反社会勢力」という)に属している者およびその関係者。

②暴力団等反社会勢力を同伴、紹介等により入場させようとする行為を企図する者。

③虚偽の申告により入場した後に暴力団等反社会勢力およびその関係者と判明した場合。

(利用の拒絶)

第6条 次の場合はご利用をお断りする事があります。

- ①満員でご利用に余裕がないとき。
- ②天災、異常気象、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズドとするとき。
- ③泥酔、体調不良等の状態で、安全にプレーができないと推測される場合。
- ④利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に反する服装や行為(暴力行為、威嚇行為など)を為し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ⑤利用者が犯罪行為常習者および過去の利用拒絶事案の当事者と認められるとき。
- ⑥泥酔や身体への入れ墨(シール等含む)、感染性の疾患等 がある場合の入浴。
- ⑦その他の理由により当クラブを利用することに好ましくない事由があるとき。

(利用継続の拒否)

第7条 次の場合は、ご利用の継続を拒否することがあります。

- ①天候、異常気象、その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ないとき。
- ②ルール、マナー、エチケットを遵守せず、他のプレーヤーに迷惑な行為(スロープレー、グリーン毀損他、当クラブの品格を下げる行為等)を為し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ③技術が著しく未熟で、他のプレーヤーに迷惑をかけた、またはかけるおそれがあるとき。
- ④その他、本約款に反す等、当クラブに対して好ましくない事由があったとき。

(休業日、開場時間)

第8条 当クラブの各施設の休業日と開場時間は、当クラブの定めるところによります。但し、臨時に変更する場合があります。

(携帯品、自動車)

第9条 貴重品は必ず貴重品ロッカーまたはフロントへお預けください。万一貴重品ロッカーキーまたは貴重品袋預かり証を紛失された場合は、速やかにその旨お届けください。

お預かりした以外のキャディバッグ、その他の携帯品の紛失、盗難や駐車中の自動車の事故につきましては、当クラブで責任を負いかねますので、それぞれ充分ご注意ください。

また、運送業者等から配達された荷物についての損傷および紛失についても、その責を負いかねます。

(服装等)

第10条 施設ご利用に際しては、次の通り当クラブ来場のゴルフプレーヤーにふさわしい服装の着用をお願いします。

- ①ご来場の際は、原則としてブレザー等の上着の着用をお願いします。但し、6月～9月は任意とします。
- ②ご来場時およびプレーの際は、襟付ウェアの着用をお願いします。Tシャツ、タンクトップまたはそれと見間違うような服装、ジーンズ、カーゴパンツ、ジャージ等の着用はお断りします。
- ③デザイン、素材、奇抜な着用方法等で他者に違和感を与えるおそれがあるもの、タオルの首かけ、肩かけ等はエチケット面からご遠慮ください。
- ④危険防止のため、着帽をお願いします。
- ⑤グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用を禁止いたします。
- ⑥サンダル類、下駄等でのご入場はお断りします。
- ⑦ロッカー室、浴場以外でのスリッパの使用はお断りします。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナー遵守)

第12条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット、マナーを守り先行組や同伴プレーヤーの位置を充分確認し、自己の責任でプレーしてください。プレーヤー同士により生じた事故、トラブル等の案件についてはプレーヤー同士で解決することとし、当クラブは一切の責任を負いかねます。

(ゴルフカートの使用)

第13条 ゴルフカートは原則、電磁誘導式で使用します。使用する際はカート利用上の注意事項を遵守し、運転者、同乗者の責において使用するとともに走行中および乗降時の安全に十分に注意してください。

- 2.来場時の利用者署名簿への署名をもってゴルフカート運行操作に起因する傷害、物損等の全責任を利用者が負うことを承諾するものとし、
- 3.安全のためゴルフカートの前方には絶対に立たないでください。後方に立つ場合、あるいはカート道路上においては、後方から接近するゴルフカートに十分注意してください。
- 4.ゴルフカートおよび搭載機器等を故意または過失において破損させた場合は、その損害額を払っていただきます。
- 5.カート搭載のマーシャルナビの無線機は、原則、事故や怪我、急病、災害発生等の緊急の連絡が必要なときに使用してください。

(カート運行管理システム、マーシャルナビの使用)

第14条 マーシャルナビを使用する際は正しい操作方法により利用してください。なお、GPS機能により表示される距離はプレーの参考とす

るもので若干の誤差は発生します。

- 2.カート運行管理システムにより進行に遅れがある場合は遅延の警告が表示されます。その際はプレーの進行を早めてください。また、遅延プレーが他の組に影響する場合等、改善が必要なきは無線により、プレーファーストを勧告することがあります。
- 3.マーシャルナビ搭載の無線機は、原則、事故や怪我、急病、災害発生等の緊急の連絡が必要なときに使用してください。なお、雷、異常気象、地震等が発生したときは当クラブからの避難、誘導等の指示、連絡に使用します。
- 4.マーシャルナビのスコア集計機能を使用した私設競技においては、当クラブが別に定める運用要領に基づき、正確なスコア入力、登録、カード申告等をおこなってください。スコアの誤入力、誤記、錯誤等に起因する誤集計の責は負いかねます。

(素振り、練習等)

第15条 素振りは、危険を伴いますので、ティグランド、コース内または特に指定された場所以外ではしないでください。

また、ティグランドは、現にプレーする方以外は立ち入らないでください。

- 2.練習は、専用の打撃練習場、練習グリーン等の定められた場所でルールに従いおこなってください。クラブハウスやティグランド周辺、コース内に立ち入っての練習は禁止します。

(飛距離の確認)

第16条 先行組に対して後続組のプレーヤーは、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないようにプレーしてください。

(打者の前への先行禁止)

第17条 同伴するプレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。また、打球の跳ね返り等の不測の事態も想定し、万全を図り危険を回避してください。

(隣接ホールへの打ち込み)

第18条 隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですから自己の飛距離、飛行方向、技量を適切に判断して慎重にプレーしてください。なお、隣接ホールに打球が向かった場合は大声で注意喚起してください。

(コース外への遊び打球の禁止)

第19条 ラウンド中のコース外(池、谷、山林、ゴルフ場外など)に向けた打球は禁止します。

(退避)

第20条 後続組に対して打球させる場合は、先行組のプレーヤーは後続組のプレーヤーが打ち終わるまで安全な場所に退避し、後続組の打球を絶えず注視し、安全を確保してください。

(ホールアウト後の退去)

第21条 ホールアウト後は、速やかにグリーンを離れ、後続組の打球に対し安全な場所を通り次へ進んでください。

(雷、異常気象、地震等)

第22条 雷、竜巻等の異常気象や地震が発生した場合は、各自、安全を最優先しプレーを中断のうえ、最寄りの避雷舎、茶店等の安全と思われる場所に避難してください。なお、当クラブから場内放送や無線を通じて避難対応の指示、または誘導があった場合は従ってください。ただし、その場合も緊急時は自身の判断により安全を確保してください。

(プレー終了後のクラブ、携行品の確認等)

第23条 プレー終了後は、ゴルフクラブ等の携行品全般を点検し有無、不足および瑕疵を慎重に確認してください。ご確認後のクラブ、携行品の有無、瑕疵等については、一切の責任を負いかねます。

(忘れ物)

第24条 当ゴルフ場での忘れ物は原則、発見の日から3ヵ月間お預かりします。本人である証明をご提示のうえ期間内にお引取りください。なお、生もの、下着等の腐敗、異臭を伴うものは上記の期間を待たずに処分します。

(喫煙等)

第25条 クラブハウス内および周辺、コース内は灰皿の設置場所以外は禁煙および火気厳禁です。喫煙は所定の場所を厳守してください。また、マッチの燃え殻、たばこの吸い殻は、火が消えていることを確認し確実に灰皿へ入れてください。

(飲酒運転防止)

第26条 飲酒運転防止対策として、プレー後に自動車の運転をする方は絶対に飲酒をしないでください。  
2. 飲酒をした方はカートの運行操作はしないでください。

(違背の場合の責任)

第27条 利用者が、第12条(プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの遵守)、第15条(素振り、練習等)、第16条(飛距離の確認)、第17条(打者の前への先行禁止)、第18条(隣接ホールへの打ち込み)、第19条(コース外への遊び打球の禁止)、第20条(退避)、第21条(ホールアウト後の退去)および第22条(雷、異常気象、地震等)その他、本利用約款記載の各条項に違背し、自ら傷害、物損等の被害を受けた場合は、当クラブは一切損害賠償などの責任を負いません。

(施設、設備、機器、コース等に損害を与えた場合)

第28条 利用者が故意、過失に関わらず、当クラブの施設、設備、機器、コース等に損害を与えた場合は、逸失利益を含め、その損害の総額を支払っていただきます。

(施設内への持ち込み禁止品)

第29条 当クラブの敷地内へ下記の物品を持ち込むことをお断りします。

- ①動物等のペット類。
- ②著しく異臭を放つ物。
- ③銃砲刀剣類。
- ④騒音を発する物。
- ⑤火薬および揮発油等発火或いは引火しやすい物。

(行為の禁止)

第30条 当クラブの敷地および施設内での以下の行為はお断りします。

- ①賭博、その他風紀を乱す行為。
- ②物品の販売、広告宣伝の行為。
- ③利用者以外の立ち入り。
- ④他人に迷惑を及ぼしまたは、不快感を与える行為。
- ⑤動植物の採取

(個人情報の取り扱い)

第31条 個人情報の取り扱いと利用方法については「個人情報の保護に関する法律」及び別に定める運用要領(掲示板掲載)により運用します。個人情報の取り扱い等について、特段のご希望があればその旨、フロントにお申し出ください。

(信義則)

第32条 その他、会則、本約款に定めのない事項はゴルフの精神および公序良俗に則り、信義、誠実の原則に従って解決するものとする。

(利用規約の変更)

第33条 当クラブは以下の場合に、当クラブの裁量により、利用約款を変更することができます。

- (1) 利用約款の変更が、来場者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 利用約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当クラブは前項による利用約款の変更にあたり、変更後の利用約款の効力発生日の1か月前までに利用約款を変更する旨及び変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当クラブウェブサイトURL：  
<http://www.shobaracc.com/index.html>に掲示しまたは利用者に電子メールで通知します。

3. 変更後の利用約款の効力発生日以降に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、利用約款の変更に同意したものとみなします。

本約款は、必要に応じて改定することがあります。

改定：2020年5月1日施行